

令和8年度福島県障がい者理解促進活動補助金公募要領

1 概要

障がいのある方もない方も互いを理解し共に暮らしやすい社会の実現を目指すため、障がいや障がいのある方への県民の理解を促進する民間団体の活動を支援することを目的として補助金交付事業を実施する。

2 補助対象者

障がいや障がいのある方への県民の理解を促進することを目的とした事業（講演会、研修会等）を実施する団体（以下「実施団体」という。）

3 補助対象経費

障がいや障がいのある方への県民の理解促進に関する次の事業に要する経費で、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料）

(1) 県民向け講演会等開催事業

(2) 県民向け研修会等開催事業

(3) その他障がいや障がいのある方への理解促進に資すると県が認める事業

※ 参加者のすべて又は大部分が実施団体に所属する者によって構成される事業は除く。

※ 食料費については、講師等登壇者の昼食代・飲食代等、事業当日に必要な最小限のものに限る。

4 補助金の額

上限額は10万円とする。

5 採択予定件数

予算の範囲内での採択とする。

6 補助対象期間

交付決定のあった日から令和9年2月28日（日）まで

7 申請方法等

(1) 公募期間

令和8年6月5日（金）～令和8年7月3日（金）まで（必着）

(2) 提出書類

ア 応募様式（別紙1）

イ 団体概要（別紙2）

ウ 収支予算書（別紙3）

エ 事業計画書（別紙4）

オ その他知事が必要と認める書類

- (3) 提出部数
1部
- (4) 提出方法
電子メール、郵送または持参のいずれか

- 8 審査方法
書類審査により、補助金交付団体を選定する。なお、必要に応じて聞き取り調査等を行う。
審査結果は7月中旬に書面にて通知する。

- 9 問合せ先、提出先
〒960-8670
福島県福島市杉妻町2-16
福島県保健福祉部障がい福祉課共生社会担当
電話:024-521-7170
電子メール: shougai-fukushi@pref.fukushima.lg.jp